

行政文書公開決定等審査報告書

令和3年9月14日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和3年6月24日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	1 「おもいやりマスク条例」について健康福祉部及び総務部が市長から受け取った指示のメモ、書面、メールの全て 2 「おもいやりマスク条例」について健康福祉部及び総務部が検討した際の打合せメモ、議事録、市長への報告書、メモ、健康福祉部と総務部との間で送受信したメール、健康福祉部及び総務部から市長へ送った書面、メールの全て 3 「おもいやりマスク条例」について記者発表した際の想定問答集、記者の質問及び市側の回答全て
審 査 の 結 果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書の一部について不存在であることを理由に、行政文書一部公開決定処分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和3年2月4日、審査請求人から、「おもいやりマスク条例」（以下「本件条例」という。）に関する検討メモなど（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に情報公開請求がなされる（実施機関受理日は同月8日付）。
- 2 同年3月31日、実施機関は、本件情報公開請求に対し、審査請求人に対し本件対象文書の一部（以下「本件非公開部分」という。）について文書不存在を理由に行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）とし、行政文書一部公開決定通知書を交付した。
- 3 同年4月7日、審査請求人により本件審査請求がなされる。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張

令和3年2月4日付の行政文書公開請求に対して、2月19日付で公開が決定し開示された資料には、市長から検討の指示があった本件条例について、令和2年4月（4月6日頃）、「健康福祉部と総務部で協力して検討を行いました」と記載されている。そうであれば、検討した際、議事録等は行政文書として作成、保存されるべきものであるうえ、存在しているものと推認される。また、その後、記者発表、議会の正副議長へ説明を行った事実を考えれば、健康福祉部と総務部との間で送受信したメール、健康福祉部、及び総務部から市長に送った書面やメール等も同様に存在しているものと推認される。

したがって、今回、新たに発行された「行政文書一部公開通知書」は、大和市情報公開条例第11条の規定に反しており、違法である。

以上の点から、今回、開示されなかった資料のうち、作成し存在すると推認される資料全てを開示することを求めるため、本請求を提起した。

2 実施機関の主張

（1） 本件条例について健康福祉部と総務部との間で検討した際の議事録等

本件条例の制定に際しては、健康福祉部と総務部との間において、電話や短時間の打合せによりマスク着用の効果や他市町村の類似事例、起案時の事務手続きに係る事項などについて情報共有を行ったが、議事録等を作成すべき会議は実施していないため当該議事録等は存在しない。

（2） 健康福祉部と総務部との間で送受信したメール

健康福祉部と総務部との間で送受信したメールについては、記者会見の想定問答等のデータをメールにより情報共有したところであるが、メールボックスの容量の関係で不要なメールは順次削除することから、請求日時点において、当該メールは存在しない。

（3） 健康福祉部及び総務部が市長へ提出した書面やメール

市長からの指示を受けて、速やかに条例案の作成、制定に係る起案を進めたことから

審査請求人に既に公開済みである「おもいやりマスク着用条例」制定の起案文書や条例案等以外には存在しない。

第3 当審査会の判断

1 適用条項について

審査請求人は原処分について大和市情報公開条例第11条違反を主張するが、同条は、情報公開請求に対する応答義務及び通知の方法に関する規定であり、審査請求人の請求の趣旨は本件非公開部分の公開にあるところ、適用条項としては、同条ではなく第7条柱書（行政文書の公開義務）違反の主張がなされたものと扱ったうえで、本件を検討する。

2 本件条例制定に関する背景事情

本件条例は、新型コロナ禍における政府による緊急事態宣言が令和2年4月7日になされたことに伴い、感染拡大及び健康被害の防止が図られることに関する意識啓発等を早急に行う趣旨の下、特に緊急を要するものとして、当該緊急事態宣言から9日後の同月16日に、地方自治法第179条1項に基づく専決処分として制定（同日施行）されたものである（同年5月7日に大和市議会の臨時会による同条3項に基づく承認）。

3 本件非公開部分が不存在であることについて

上述したように、緊急事態宣言の発出から僅か9日後に本件専決処分がなされたという経緯からすると、健康福祉部と総務部との間での本件条例の検討に際しての議事録等については、緊急下での事務効率性が要求される状況では、両者の検討方法として電話連絡や短時間の打合せによる情報共有といった程度のものにとどまり、議事録等を作成する程度の会議までは開催されなかったことも不自然とはいえない。

そうであるとする、本件条例の検討に際する議事録等が不存在であるとする実施機関の主張は不合理とはいえない。

健康福祉部と総務部との間で送受信したメールについては、公開文書である記者発表に向けての想定問答集といった重要なデータ以外のやり取りに関する部分に関しては、緊急下での事務効率性が要求される状況では、実施機関がメールボックスの容量の関係で順次削除することも不自然とはいえず、当該部分が不存在であるとする実施機関の主張についても不合理とはいえない。

また、健康福祉部及び総務部が市長へ提出した書面やメールに関しては、大和市長が本件専決処分をなすに際しては、実施機関の担当部署の起案による専決処分書案に対する市長決裁という形式を踏まえているところ、特に本件のような緊急下での事務効率性が要求される状況では、公開文書である起案用紙及び専決処分書案等以外の文書がないことも不自然ではなく、これら文書は不存在であるとする実施機関の主張についても不合理とはいえない。

4 結論

上記のように、本件においては、本件非公開部分が不存在であるとする実施機関の主張に不合理な点はないため、審査請求人による大和市情報公開条例第7条柱書違反の主張は失当である。また、当審査会に現れた事実からも本件非公開部分が存在することを裏付ける事情を見出すことはできない。

したがって、実施機関がした原処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

第4 審査の経過

令和3年7月26日 審議（同日結審）